

事務局説明資料 2

- ・ ユニバーサルツーリズム推進に係る条例案について

条例制定を目指す考え方

ユニバーサルツーリズムを推進するにあたって、条例の制定を目指す考え方を以下のとおり整理した。

1 時代に先行した課題に対する基本姿勢の見える化

- (1) 本県はこれまで、平成4年に全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定し、学校、病院、道路、鉄道駅舎などの施設のバリアフリー化など高齢者や障害者のある人に配慮した施設を整備する福祉のまちづくりを推進
- (2) 少子高齢化や障害者差別解消法の立法化等に応じ、ユニバーサル社会づくりに関する条例を定め、ユニバーサル社会を実現するための施策の方向性を明確化するなど社会の変革期に時代を先導する形で課題に対する基本姿勢を条例により見える化し、取組を実施
- (3) 新たな課題である誰もが安全・安心に旅行できる社会の実現に率先して取り組むにあたり、基本姿勢の明確化が必要

2 県民、事業者、行政の共通の拠り所の必要性

- (1) ユニバーサルツーリズムの実現のためには、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例が目指す理念の一つである「全ての人とその能力を発揮して多様な社会参加ができる社会」を旅行の分野で具体化が必要
- (2) 県民、事業者、行政（県・市町）の拠り所となる共通の理念を定め、それぞれが果たすべき役割を整理する必要がある。

3 新たな制度による実効性の担保

- (1) ユニバーサルツーリズムは新しい概念であり、既存の仕組みでは対応しきれない課題が存在
- (2) 持続的なユニバーサルツーリズム市場を構築するための仕組みを条例による制度として信頼性を保ちながら施策の実効性を担保

高齢者等の旅行における安全・安心の確保に関する条例（仮称）案

条例の題名

- 福祉のまちづくり条例では「高齢者、障害者その他心身機能の低下した者、妊婦、乳幼児を同伴する者その他の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者」を「高齢者等」と定義
- 同条例と今回の条例の施策の方向性は軌を一にするものであるため、同様の規定を想定

前文 (基本理念)

- 高齢者等が安全・安心に旅行できる福祉の観光県の実現を宣言
- 実現にあたっては、観光地域に根ざしている宿泊施設、飲食店、観光施設、交通等のあらゆる事業者や地域住民が共通の理解を深め、持続的な地域社会を形成する見地の下、観光地づくりを進めていくことが必要

各主体の責務と役割

県の責務	市町の責務	事業者の責務	県民の役割
◆福祉の観光県の実現に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施	◆地域の状況に応じた施策の策定・実施に努める ◆県が実施する施策に協力	◆福祉の観光県実現への理解を深め、他産業との緊密な連携により高齢者等が安全安心に旅行できる地域社会の形成に努める ◆県・市町が実施する施策に協力	◆福祉の観光県実現への理解を深め、相互に協力して高齢者等が安全安心に旅行できる地域社会の形成に努める ◆県・市町が実施する施策に協力

基本方針の策定

策定・推進にあたっては、事業者及び県民との協働に努め、市町と連携

推進制度

宿泊施設の認証

高齢者等の状態を適切に把握の上必要な配慮を行い、安全安心な滞在の提供に取り組む宿泊施設を認証

旅行業者の認証

高齢者等の状態を適切に把握の上必要なサービスの提供に関する計画等を行う旅行業者を認証

兵庫ユニバーサルコンシェルジュ

高齢者等への安全安心な旅行の提供に関する専門的知識を有し、福祉の観光県を推進する意欲を有する者を登録

施策の実施状況の公表

[その他] 社会情勢の変化等を勘案し3年以内に効果検証、所要の見直しの検討規定 3

ユニバーサルツーリズムとは

すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行（観光庁HPより）

【県の関係条例における用語に関する規定】

ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（抄）

第1条 年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会は・・・（以下略）

福祉のまちづくり条例（抄）

第1条 この条例において、「高齢者等」とは、高齢者、障害者その他心身機能の低下した者、妊婦、乳幼児を同伴する者その他の日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者をいう。

【旅行者の属性イメージ】

高齢者

妊婦

外国人

障害者

乳幼児同伴者

その他